○農林水産省告示第千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐下家地字ハバレ二一八二の一、二一八二の三、二一八二の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市藤字カゲブチ山二〇一七、二〇二三、字ウシロヤマ二〇五四の一、二〇五四の三、字白原山二〇五五の一、字藤岡山二〇八七、字井場山二一〇五、字ホシヤノキヤマ二一一八のイ、字足谷山二一六一、二一六七、字イモシイガ谷山二一七一、二一七二、字中ウ子山二一八一、字櫻山二一八二の二、字船ケ谷景平二一八八、字地藏森山二一九〇の二、字岩サコヤマ二一九三の一、二一九六、字大串谷山二一九七、字トノ畑山二二〇二、二二一一、字柳サコ山二二一七の一、二二一七の五、二二二〇、字片木原二二二八の二、伊才原字**詮**議場山二八四一の三、字原賦リ山二八四二の一、字森ケ崎二八五五の二、二八五五の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡安田町瀬切字落山一四一の一、船倉字押声峰四一三の三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字落山一四一の一・字押声峰四一三の三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市上野字黒岩二四二九、二四三〇の五、二四三〇の六、字南谷二四三五、二四三六の一、字ヲヲ汰場二五〇八の九、二五〇八の二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒岩二四三〇の六・字南谷二四三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県山口市小郡上郷字岩屋一六三四、一六三六から一六三八まで、一六三九の一、一六三九の二、一六四一、字山田一六四二から一六五〇まで、二二〇五、二二〇六、三七五七、三七五八の一、三七五八の二、三七五九から三七六一まで、三七六二の一、三七六二の二、岩国市錦町宇佐郷字すろ五四五四、字ヨリな浴五五三、字すろ山五五五、字なめら谷五七〇、五七一、六〇六、六〇七の一、六〇八、六〇九、六一一、六一四、六一五、字のりかんね五七三から五七五まで、五七七、五八〇の一、五八〇の二、六四五、六四七、六四八、字滝畠六一六、六一七の一、六一七の二、六一九から六二一まで、字せ戸六三六、字日浦六四六、錦町須川字すろ二八六二、二八七〇の一、二八七六の一、二八七六の二、二九九五、三〇〇二の一、三〇〇二の二、三〇〇二の三、三〇一二の一、三〇一五の一、三〇一九の一、三〇二一九の三、三〇二八、三六九一から三六九四まで、三六九五の一、三六九五の三、三六九六、三六九七の一、三六九七の二、三六九八、三七〇〇、三七〇一、三七〇三から三七〇六まで、三七一一の一、三七一一の三、三七一四、三七一六の一、三七一八の一、三七一八の三、字うとふ谷二八六七、二八七五、二九八四、字大浴二九八五の一、二九八六の一、字戸根級三〇〇九、三七三二から三七三六まで、三七三七の一、三七三七の二、三七三八、三七三九、字骨ケ原三六八二、三六八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩屋一六三四・字山田二二〇六・三七六一・三七六二の一・錦町宇佐郷字すろ五四五・五四六・字のりかんね五八〇の一・五八〇の二・錦町須川字すろ二八七〇の三・三〇〇一・三〇〇二の一・三〇〇二の二・三〇一二の一・三六九七の一・三六九七の二・三七〇五・三七〇六・三七一一の一・三七一一の三・字大浴二九八六の一・字戸根級三七三二から三七三六まで（以上二十五筆について次の図に示す部分に限る。）、三七三七の一、三七三七の二・三七三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七三九、字骨ケ原三六八二、三六八四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）